

栃木県今市発電管理事務所等の電力需給に係る仕様書

この仕様書は、栃木県今市発電管理事務所外50施設で使用する環境価値を含めた電力の需給について、必要な事項を定めるものである。

1 概要

(1) 需給場所

別紙「栃木県今市発電管理事務所基本情報一覧」のとおり

(2) 業種及び用途

栃木県今市発電管理事務所外50施設の動力及び電灯

2 仕様

(1) 供給電気方式等

ア 特別高圧

(ア) 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
(イ) 供給電圧 (標準電圧)	66,000 V
(ウ) 計量電圧 (標準電圧)	66,000 V
(エ) 標準周波数	50Hz
(オ) 受電方式	1 回線受電 (風見発電所のみ、2 回線受電)
(カ) 非常用自家発電設備	なし
(キ) 太陽光発電設備	なし
(ク) 蓄熱式負荷設備	なし

イ 高圧

(ア) 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
(イ) 供給電圧 (標準電圧)	6,600 V
(ウ) 計量電圧 (標準電圧)	6,600 V
(エ) 標準周波数	50Hz
(オ) 受電方式	1 回線受電
(カ) 非常用自家発電設備	
・ 今市発電管理事務所	出力 180kVA、電圧 200V、周波数 50Hz
・ 小網ダム管理所	出力 80kVA、電圧 200V、周波数 50Hz
(キ) 太陽光発電設備	なし
(ク) 蓄熱式負荷設備	なし

ウ 低圧 (動力)

(ア) 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
(イ) 供給電圧 (標準電圧)	200 V
(ウ) 計量電圧 (標準電圧)	200 V
(エ) 標準周波数	50Hz
(オ) 受電方式	1 回線受電

エ 低圧

(ア) 供給電気方式	交流単相 2 線式
------------	-----------

- (イ) 供給電圧（標準電圧） 100V
- (ウ) 計量電圧（標準電圧） 100V
- (エ) 標準周波数 50Hz
- (オ) 受電方式 1回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力 別紙「栃木県今市発電管理事務所基本情報一覧」のとおり
ただし、高圧、特別高圧における契約後の各月契約電力は、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ 予定使用電力量 別紙「栃木県今市発電管理事務所基本情報一覧」のとおり

(3) 電力需給期間

令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日まで

(4) 料金構成

基本料金と電力量料金との二部構成

(5) 需給地点

需要場所における県の設置した受電盤内開閉装置電源側接続点（発電所においては、送電線断路器内側）

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

(8) 電力需給に関する契約の締結

ア 買受人は、電力需給契約の締結後、県と電力需給契約に関する契約の手続（以下「需給契約手続」という。）を行うものとする。

イ 買受人は、需給契約手続において、電力需給対象施設へ供給する各月の基本料金及び電力量料金の見積単価（以下「見積価格」という。）を提出する。

なお、見積価格は、本公募において買受人が様式6 別紙6-1～6-52により提案した各月の基本料金及び電力量料金の供給価格（以下「提案価格」という。）を超えないものとする。

ウ 県は、電力需給契約手続において本公募で買受人が提示する提案価格に予定数量を乗じて算出した合計額の範囲内で予定価格を定める。見積価格に予定数量を乗じて算出した合計額が予定価格を超えた場合は、県は買受人と電力需給契約を締結しない場合がある。

エ 電力需給に関する契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の県予算について減額又は削減があった場合は、当該契約は変更又は解除する。

オ 電力需給に関する契約を締結しない場合及び電力需給に関する契約を解除する場合、当該会計年度は電力需給の義務を負わないものとする。また、電力需給に関する契約を変更する場合、変更した範囲についてのみ義務を負うものとする。

カ 電力需給に関する契約の手続に要する経費や電力需給に関する契約を締結しないことによる発生する経費は、県及び買受人が各々負担するものとする。

3 その他

(1) 力率は、契約期間中別紙「栃木県今市発電管理事務所基本情報一覧」に記載の力率を保持する予定である。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 支払方法は、毎月の精算払いとする。

なお、料金の請求は別紙「栃木県今市発電管理事務所基本情報一覧」に掲げる受電場所について以下の5つに分けて行うこと。

- ・番号1～30 今市発電管理事務所費
- ・番号31～36 佐貫ダム管理費
- ・番号37、38 板室管理支所費
- ・番号39～48 今市発電管理事務所動力費
- ・番号49～51 板室管理支所動力費

また、請求書のほかに受電場所ごとの内訳を一つの電子データにして添付すること。

(4) 電気料金について燃料費調整を行う場合には、調整を行う期間について、あらかじめ県の承諾を得ることとし、燃料費調整単価は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の電気需給約款により算出した単価以下とすることとする。

なお、供給価格の算定に当たっては、燃料調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

また、環境価値について30分同時同量は求めないものとする。

(5) この仕様書に定めのない電気料金その他の供給条件については、関東管内の送配電事業者に対して定める標準供給条件（電気需給約款）等をもとに協議するものとする。

(6) 今回の契約を実行するため発生する費用（設備改修費用や設備改修終了までの間、現契約者に電気料金を支払う場合の現契約との電気料金差額相当額等）は、買受人の負担とする。

また、当該改修のために必要な作業は、県への業務支障を最小限とすること。

(7) 県及び買受人は令和10(2028)年度に物価上昇等の社会情勢の変化がある場合、供給価格等を協議し見直す。

(別紙) 栃木県今市発電管理事務所基本情報一覧

番号	施設名	受電場所	現契約種別	電圧 (V)	現契約電力	令和8年度 予定使用量 (kWh)	自動検 針装置 の有無	力率 (%)	R6使用量 (kWh)
1	小網ダム8号警報局(下ノ原)	日光市鬼怒川温泉大原字下ノ原	従量電灯B	100	15 A	960	無	-	975
2	川治第一発電所放水口	日光市川治温泉川治字浅間山278番地	従量電灯B	100	10 A	900	無	-	662
3	川治第一発電所上水槽排砂バルブ室	日光市川治温泉川治字元湯	従量電灯B	100	30 A	12	無	-	0
4	庚申ダム切幹警報局	日光市足尾町3054-1	従量電灯B	100	20 A	1,440	無	-	1,005
5	今市発電管理事務所	日光市瀬川19	業務用電力	6,600	35 kW	127,100	有	100	126,355
6	川治第一発電所取水口(電灯)	日光市川治温泉川治字葛老国有林14林班内	従量電灯B	100	30 A	420	無	-	383
7	川治第一発電所取水口(動力)	日光市川治温泉川治字葛老国有林14林班内	低圧電力	200	5 kW	12	無	100	236
8	小網ダム7号警報局(松原)	日光市鬼怒川温泉大原字松原	従量電灯B	100	15 A	840	無	-	773
9	小網ダム5号警報局(原)	日光市鬼怒川温泉滝字原	従量電灯B	100	15 A	900	無	-	842
10	小網ダム管理所	日光市藤原字小網1073番地先	業務用電力	6,600	9 kW	28,900	有	100	28,244
11	川治第一発電所放水口	日光市川治温泉川治字浅間山278番地	低圧電力	200	1 kW	120	無	100	0
12	小網ダム4号警報局(イノ原)	日光市藤原字イノ原	従量電灯B	100	15 A	1,020	無	-	985
13	小網ダム6号警報局(竹の沢)	日光市藤原字竹の沢1-2	従量電灯B	100	15 A	960	無	-	755
14	庚申ダム水質観測装置(ポンプ動力)	日光市足尾町4570番地4号	低圧電力	200	1 kW	7,800	無	100	6,378
15	足尾発電所予備放水口	日光市足尾町3448-1	低圧電力	200	4 kW	12	無	100	0
16	庚申ダム水質観測装置	日光市足尾町5500	従量電灯B	100	5 A	36	無	-	36
17	餅ヶ瀬取水堰(電灯)	日光市足尾町3685番地	従量電灯B	100	10 A	240	無	-	58
18	餅ヶ瀬取水堰(動力)	日光市足尾町3685番地	低圧電力	200	21 kW	3,720	無	100	3,587
19	足尾発電所放水口	日光市足尾町3493番地	低圧電力	200	9 kW	780	無	100	725
20	庚申ダム(電灯)	日光市足尾町5501-1	従量電灯C	200	11 kVA	12,300	無	-	11,563
21	庚申ダム(動力)	日光市足尾町5501-1	低圧電力	200	34 kW	12,300	無	100	11,675
22	庚申入口水位観測所	日光市足尾町5497	従量電灯B	100	10 A	120	無	-	69
23	銀山平雨量観測所	日光市足尾町5488-2	従量電灯B	100	10 A	300	無	-	267
24	神子内取水堰(電灯)	日光市足尾町4392-6	従量電灯B	100	10 A	420	無	-	373
25	神子内取水堰(動力)	日光市足尾町4392-6	低圧電力	200	13 kW	2,520	無	100	2,407
26	渡良瀬取水堰(電灯)	日光市足尾町1504	従量電灯B	100	30 A	960	有	-	1,481
27	渡良瀬取水堰(動力)	日光市足尾町1504	低圧電力	200	22 kW	7,200	有	100	5,985
28	庚申ダム切幹警報局	日光市足尾町3054-1	低圧電力	200	3 kW	12	有	100	0
29	足尾発電所放水口(外灯)	日光市足尾町3493番地	定額電灯	100	400 W	-	無	-	0
30	鶏頂山雨量観測所	日光市川治温泉高原字鶏島山128-1	定額電灯(小型)	100	50 VA	-	無	-	0
31	風見発電所沈砂池(電灯)	塩谷郡塩谷町大字佐貫549	従量電灯B	100	20 A	36	無	-	0
32	逆木放流工(電灯)	塩谷郡塩谷町大字風見1193-3	従量電灯B	100	15 A	540	有	-	692
33	逆木放流工(動力)	塩谷郡塩谷町大字風見1193-3	低圧電力	200	5 kW	600	有	100	520
34	佐貫ダム管理所(電灯)	塩谷郡塩谷町大字佐貫798	従量電灯C	200	9 kVA	10,800	有	-	10,858
35	佐貫ダム管理所(動力)	塩谷郡塩谷町大字佐貫798	低圧電力	200	18 kW	3,600	有	100	3,638
36	風見発電所沈砂池(動力)	塩谷郡塩谷町大字佐貫549	低圧電力	200	10 kW	36	無	100	513
37	板室寮	那須塩原市板室896	従量電灯B	100	10 A	120	無	-	112
38	板室発電所自動通報装置(放水口)	那須塩原市板室2516-2	従量電灯B	100	20 A	1,200	無	-	987
39	川治第一発電所	日光市川治温泉川治字元湯117	特別高圧電力B	66,000	165 kW	148,700	有	100	143,544
40	川治第二発電所	日光市藤原字立原 国有林8-II 林班口1小班	特別高圧電力B	66,000	93 kW	1,800	無	100	8,106
41	小網発電所	日光市藤原字小網地先	高圧電力A	6,600	5 kW	1,200	有	100	114
42	風見発電所	塩谷郡塩谷町大字風見山田614番地	特別高圧電力B	66,000	125 kW	1,200	有	100	1,200
43	足尾発電所	日光市足尾町3382番1	特別高圧電力B	66,000	105 kW	600	有	100	1,920
44	東荒川発電所	塩谷郡塩谷町大字上寺島1617番地	高圧電力A	6,600	7 kW	360	有	100	2,368
45	大下沢発電所(電灯)	日光市藤原1225番5	従量電灯B	100	20 A	2,640	有	-	3,315
46	大下沢発電所	日光市藤原1225番5	低圧電力	200	0.5 kW	600	有	100	82
47	五十里発電所	栃木県日光市川治温泉川治1	高圧電力A	6,600	91 kW	2,400	有	100	1,193
48	小百川発電所	栃木県日光市瀬尾	高圧電力A	6,600	5 kW	10,000	有	100	4,706
49	板室発電所	那須塩原市板室896番	特別高圧電力B	66,000	75 kW	13,400	無	100	3,168
50	深山発電所	那須塩原市板室900番地	高圧電力A	6,600	75 kW	2,400	無	100	9,984
51	木の俣発電所	那須塩原市百村字深山3092番57	特別高圧電力B	66,000	75 kW	1,800	無	100	1,326
使 用 予 定 量 合 計						416,336			